

農地法第3条第1項目的買受適格証明願

令和 年 月 日付け 長崎地方 裁判所 島原 支部 令和 年()第 号
公告の下記農地(採草放牧地)の競(公)売に参加したいので買受適格者であることを証明願います。

令和 年 月 日

願出人 雲仙 太郎

印

雲仙市農業委員会 会長 様

記

1. 願出人の氏名(名称)住所・職業及び年齢

氏名	年齢	職業	住所
雲仙 太郎	45	農業	雲仙市吾妻町牛口名714番地

2. 競(公)売農地(採草放牧地)の内容

所在地番 (雲仙市)	地目		面積 (m ²)	所有者氏名	利用者	
	台帳	現況			氏名	利用権原
吾妻町牛口名字田川原714番	田	田	500			
以下余白						

3. 競(公)買に参加しようとする事由の詳細

規模拡大のため

4. 入札期間 令和 3 年 5 月 13 日 ~ 令和 3 年 5 月 21 日 16 時

添付書類(農地法第3条許可申請に係る添付書類と同じ)

- ①土地登記事項全部証明書 ②申請地の位置図 ③法人履歴事項全部証明書・定款(法人のみ)
- ④耕作証明(市外在住者のみ) ⑤公告及び物件目録の記載がわかるもの ⑥営農計画書(新規就農)

雲農委第 号

願出のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

雲仙市農業委員会 会長

買受適格証明願（別添）

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	農地面積 (m ²)	田	畠	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	自作地	8,000	5,000	3,000	
貸付地					

非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		

所有地以外の土地	農地面積 (m ²)	田	畠	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	借入地				
貸付地					

非耕作地	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況		

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書に該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	ブロッコリー						
権利取得後の面積(m ²)	5,500	3,000						

(2) 大農機具又は家畜

種類	トラクター	管理機	田植機	軽トラ		
確保しているもの 所有 リース	1	1	1	1		
導入予定のもの 所有 リース (資金繰りについて)						

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。
「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 20 年、農業技術修学歴 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在 : 5	(農作業経験の状況 : 5)
	増員予定 :	(農作業経験の状況 :)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在 : 2	(農作業経験の状況 : 2 (収穫時))
	増員予定 :	(農作業経験の状況 :)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

○○事業所から徒歩で約15分

〈農地法第3条第2項第2号関係〉(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

〈農地法第3条第2項第4号関係〉(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

3 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1)その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名	(2)年齢	(3)主たる職業	(4)権利取得者との関係
雲仙 太郎	45	農業	本人
雲仙 花子	43	農業	妻
雲仙 一郎	20	会社員 兼農業	子

(5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←											→
その者が農作業に常時従事する期間	←											→

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

〈農地法第3条第2項第5号関係〉

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積)= 8,500 (m²)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積)= (m²)

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況
(特例)

以下のいずれかに該当する場合は、4を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下すこととならない。

(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

〈農地法第3条第2項第7号関係〉

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上への利用に及ぼすことが見込まれる影響を記載してください。(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。
また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。